

令和8年6月第4回定例会
代表質問・一般質問 順位

代表質問

順位	会派名	氏名
1	香芝日本共産党	中井政友
2	香芝市議会公明党	上田井良二
3	日本維新の会	清川希代子
4	香芝市議会自由民主党	下村佳史

一般質問

順位	氏名
1	小西高吉
2	吉田弘明
3	青木恒子
4	野口昌史
5	福岡憲宏
6	川畑勝世
7	富家章裕
8	木下充啓
9	川田裕

代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和8年6月4日

質問者

会派 香芝日本共産党

議員 中井政友

香芝市議会議長

中山武彦様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1, 五位堂小学校建て替えの実施設計について ① 実施設計について ② 現幼稚園について ③ 新こども園について ④ 建て替え後の小学校について ⑤ 通学・通園について ⑥ プールについて ⑦ 各種行事等について ⑧ 今後のスケジュール ⑨ 提案 2, 香芝市の公共交通に対する考えかたについて ① デマンドタクシーの利用状況 ② クロスセクター分析について ③ 利用料値上げの根拠について ④ デマンドタクシー利用料補助金について ⑤ 公共交通の位置づけについて 3, 市史編纂事業について ① 市史編纂事業の進捗状況について ② 市史編纂の体制及び事業計画と方向性について ③ 市史の内容について	市長 副市長 教育長 教育部 子ども家庭 部 都市創造部 その他 関係部局

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1, 五位堂小学校建て替えの実施設計について

今年、公共施設更新計画、公共交通基本計画の更新時期と思う。どのような内容の検討とスケジュールを考えておられるのか？五位堂小学校建て替えに伴う基本設計は4月21日議会発表され本来の予定より遅れて発表されました。またわが党の青木議員からも資料公開させていただきました。それらに、もとづいて質問させていただきます。

その内容は、五位堂小学校の現在地に学童保育所、保育所、幼稚園を（こども園として）含む複合化施設とされ、それに伴いプールもなくす設計案でした。今回、実施設計案の入札もされるまでに進みました。そのことでの質問をします。

- (ア) 実施設計について
- (イ) 現幼稚園について
- (ウ) 新こども園について
- (エ) 建て替え後の小学校について
- (オ) 通学・通園について
- (カ) プールについて
- (キ) 各種行事等について
- (ク) 今後のスケジュール
- (ケ) 提案

2, 香芝市の公共交通に対する考えかたについて

本市の公共交通計画の策定は、令和3年から令和7年の5年間の計画が終わり本年更新時期にかかっています。かつ今年デマンド値上げが4月から行われ公共バスの運行改正も来年に実施されようとしている。その状況把握と過去の公共交通の議事録を振り返ることで、どのようなPDCAサイクルを考えてこられ現在の状況になったのかを問いたい。

公共交通は、全市民が利用するきわめて公共性の高い事業です。利用のしやすさ利便性は、市民全体から喜ばれるもので年代、地域にかかわらずぜひとも充実させていただきたいところで、しかも各分野にも影響、恩恵を及ぼす取り組みでありデマンドタクシーやコミュニティーバスだけの予算では、はかれない公共的な取り組みだと考え、その公共交通の充実を訴えたいと思います。

- (ア) デマンドタクシーの利用状況
- (イ) クロスセクター分析について
- (ウ) 利用料値上げの根拠について。
- (エ) デマンドタクシー利用料補助金について
- (オ) 公共交通の位置づけについて

3, 市史編纂事業について

前回の市史は、当時町史であり昭和51年刊行され本編と資料編2冊でした。市史の進行状況については、3月予算議会等でも文化財課長から答弁があり「市史編集委員の選定に時間がかかったけれども、今年度早々に編集委員会を予定し予算をつけている」とのことでした。

また先の前年度令和6年度は、「市史編集員8人、一部専門部会を予定し教育委員会会議で囑託の上程をしていた」との答弁が決算委員会でありました。今後、委員の制定で時間を要したが今後進んでゆくとの事でした。

市史編纂事業として、具体的な編集方針や調査研究の方向性などを審議する市史編集委員会の設置、下部組織として郷土資料の収集や調査研究、原稿執筆、編集等をおこなう専門部会も随時活動を開始する予定と令和7年3月定例会で市長でも行政報告されています。

今の状況や今後のとりくみについて質問させていただきます。

- ① 市史編纂事業の進捗状況について
 - (ア) 今の状況について
- ② 市史編纂の体制及び事業計画と方向性について
 - (ア) 編集員・専門部会について
 - (イ) 今後の進み方について
- ③ 市史の内容について
 - (ア) 市史の目的について
 - (イ) 市史の構成について
 - (ウ) 専門部会について
 - (エ) 編集委員について
 - (オ) 市民参加について
 - (カ) 広報について

代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和8年 6月 4日

質問者

会派 香芝市議会公明党

議員 上田井 良二

香芝市議会議長

中山武彦様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入ください。	1. 最近の新しい施策等について ①同報系防災行政無線 ②二上駅前公園等のトイレ整備計画について ③バニラ Visa ギフトカード（物価高騰対策）について ④道路交通法の改正について	市長 副市長 教育長 危機管理監 総務部 市民環境部 都市創造部

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

- 1-①防災行政無線が導入されテスト試験実施後に本格運用されたが最近発生した地震や警報発令により実運用となったが、その運用状況やこれまでの市民の皆様の反応を確認する
- 1-②二上駅前北側に公園が設置されたが市民の皆さまより公園や駅への公衆トイレ設置要望を頂いた事から、公衆トイレの設置に関しての整備計画を確認するとともに、今後の予定や計画について市の考えを聞く
- 1-③物価高騰対策の一つに「バニラ Visa ギフトカード」が支給されたところだが現在の支給状況などについて市民の声をもとに伺う
- 1-④今年4月に改正され「自転車の交通反則通告制度が導入されたが、違反對象や通告書が交付される条件、これまでの違反件数や違反の項目等を確認するあわせてこれまでに市民に対しての周知啓発内容についてお聞きする

代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和 8年 6月 4日

質問者

会派 日本維新の会

議員 清川希代子

香芝市議会議長

中山武彦様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入ください。	1. 子どもたちの未来のための取組について ① 子どものSOSを早期に把握する仕組みについて ② 子どもの自殺予防について ③ 部活動の地域移行と学校の枠を越えた活動について 2. 誰もが安心して暮らせる生活支援の充実について ① 奈良県ベビーシッター利用支援事業について ② 家事支援を含めた生活支援と本市独自の取組について	市長 副市長 教育長 教育部 子ども家庭部 健康福祉部 その他関係部局

(要 旨)※できるだけ具体的に記入願います。

1. 子どもたちの未来のための取組について

近年、児童生徒の自殺者数が増加傾向にあり、令和 7 年には全国で 538 人と過去最多となり、極めて深刻な状況にある。

奈良県においても同年、7 人の児童生徒の尊い命が失われている。

令和 8 年 4 月 1 日施行の改正自殺対策基本法においては、自殺を個人の問題ではなく社会全体で取り組むべき課題とし、特に子どもの命を守るための早期発見および予防的取組の強化が明確に示されている。

① 子どもの SOS を早期に把握する仕組みについて

本市の小中学校において導入されている「イーネットついで」について、その利用状況や児童生徒・保護者への浸透状況、SOS 発信ツールとしての実効性を確認する。

また、入力内容に危険なサインが見られた場合の判断基準や対応体制、対応の迅速性について問うとともに、担任のみで抱え込まず、学年・学校全体で情報共有し組織的に対応する仕組みの有無について確認する。

さらに、不登校児童生徒等、アプリを利用しない、あるいは利用できない児童生徒に対する見えない SOS の把握方法について、本市の取組状況と認識を問う。

② 子どもの自殺対策について

改正自殺対策基本法の趣旨を踏まえ、子どもの自殺の現状認識と、これまで講じてきた具体的な対策について確認する。

子どもたちが一人一台端末を用いて「死にたい」などの深刻な言葉や「オーバードーズ」「リストカット」「助けて」などのキーワードも検索している実態が指摘されており、言葉に出せない苦しさが検索行動として現れている可能性も指摘されている。

“見えない SOS”への対応が喫緊の課題となっている。

※自殺対策を行う OVA が 2025 年 7 月に公表した「SOS フィルター」のデータによると、児童生徒が学習用端末で検索した言葉として、「死にたい」「いじめ」「自殺」などが上位を占め、約 58 人に 1 人が深刻な悩みに関する検索を行っていることが明らかとなっている。

本市の小中学校における、一人一台端末における検索行動等、言葉に出せない“見えない SOS”の把握状況および、それを早期支援につなげる仕組みの有無について問う。

さらに、オーバードーズ等の自傷行為に関する実態把握の状況や、学校現場における早期発見体制、スクールカウンセラーや医療機関等との連携体制について確認する。ICT やデータの活用による予防的取組の検討状況、学校・家庭・関係機関との連携強化の方策、並びに児童生徒が安心して SOS を発信できる環境整備の具体的な方向性について見解を求める。

③部活動の地域移行と学校の枠を越えた活動について

本市では現在、「ヴィオーレ香芝」を中心として、部活動の地域移行が進められている。少子化が進む中、子どもたちのスポーツ・文化活動の機会を確保するとともに、教職員の負担軽減を図る取組として、大変重要であると認識している。

部活動は、単なる活動の場ではなく、仲間づくり、協調性や責任感の育成、学校生活の充実、人間形成など、大きな教育的意義を持つものであり、学校教育の一環として長年行われてきた。

そのような中、本市では今年度から「ヴィオーレ香芝」による土日の地域クラブ活動が開始され、部活動の地域移行が進められている。

また、それに伴い、平日においても学校の枠を越えた部活動参加が既に行われている状況にある。

子どもたちの活動機会を守るための現場の柔軟な取組であり、大変重要であると感じる一方で、学校教育としての部活動と地域クラブとしての活動が混在し始めている状況でもあり、部活動地域移行の「過渡期」にあると考える。

そのため、平日における他校参加の判断基準や責任整理、保険適用や安全管理、保護者周知、学校教育活動としての位置付けなどについて、一定の制度整理やガイドライン整備が必要ではないかと考える。

さらに、将来的な平日を含めた部活動の完全な地域移行・地域展開を見据え、本市における課題認識や制度整備の考え方、今後の方向性について教育委員会の見解を伺う。

2. 誰もが安心して暮らせる生活支援の充実について

①奈良県ベビーシッター利用支援事業について

近年、共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化などを背景に、子育て世帯において一時的・突発的に保育を必要とする場面が増加していると考えられる。

奈良県においては、こうしたニーズに対応するため、ベビーシッター利用支援事業が実施されており、子育て世帯の負担軽減を図る施策の一つとして位置づけられている。

県内9自治体が導入されているが(令和8年4月末時点)、本市においては導入されていない。

子育て世帯における一時的・突発的な保育ニーズの実態を踏まえ、本市における当該事業の評価及び導入に関する考え方について見解を求める。

②家事支援を含めた生活支援と本市独自の取組について

少子高齢化や単身世帯の増加、共働き世帯の拡大、さらには体調不良やメンタル不調などを背景に、子育ての有無や障害の有無にかかわらず、日常生活の維持が困難となる、いわゆる「生活が回らない」状況に直面する市民が一定数存在していると考えられる。

本市においては、子育て支援としてファミリー・サポート・センター事業、福祉サービスとして居宅介護による家事支援などが実施されているが、それぞれ対象や支援内容に制約があり、一時的・突発的な生活困難への対応や、いわゆる「制度の狭間」にある方々への支援のあり方については課題が残されている。

また、家族や地域による支え合いが難しい状況があり、対応しきれない生活上の困難に対し、公的支援としてどのように対応していくのかが重要な課題と考える。

本市における生活支援の実態認識と制度上の課題を明らかにするとともに、一時的・突発的な家事困難に対応する支援のあり方、新たな取組の方向性、さらには将来的な支援対象の拡大の可能性について伺う。

代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和8年 6月 4日

質問者

会派 香芝市議会自由民主党

議員 下村佳史

香芝市議会議長

中山武彦様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. 環境に配慮した取組について (1) 酷暑対策について (2) 物価高騰による不安について 2. 学びの推進のための施策について (1) 子ども図書館について (2) 市民図書館について	市長 教育長 市長公室 危機管理監 総務部 市民環境部 健康福祉部 子ども家庭部 教育部
1. 環境に配慮した取組について (1) 酷暑対策について ①熱中症予防に関する学校の対応 ②放課後児童クラブ（学童保育所）の対応 ③夏季休業期間中における対応 ④市民に対する取組について (2) 物価高騰による不安について ①市民生活について ②地域経済の影響について ③本市の対応について 2. 学びの推進のための施策について (1) 子ども図書館について ①蔵書数について ②利用状況について ③学習席について (2) 市民図書館について ①マイ本棚について ②読書通帳について ③自習室		

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和8年 6月 4日

質問者

議員 小西 高吉

香芝市議会議長

中山 武彦 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. 香芝市の「稼ぐ」戦略について (1) 「稼ぐ」とは何か (2) スポーツコミッションの考えは (交流人口創出) (3) クロスゲート構想と志都美地域活性化 (4) 未来型公園整備の考えは (5) グランドデザイン協議会の考えは	市長 副市長 教育長 関係部局

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 香芝市の「稼ぐ」「交流人口創出」戦略について

(1) 「稼ぐ」とは、何か

①予算特別委員会で「稼ぐ」と答弁しているが、具体的に何か

②カッシーくんが「稼ぐ」方法の一つであれば年間売上げ等の費用対効果は

③観光の一つである「どんづる峯」の経済効果は (以前の答弁では経済効果は無いと)

(2) スポーツコミッションの考えは (交流人口創出)

①現時点で、人工芝グラウンドの整備計画は

②スポーツコミッション等で交流人口創出の考えは

③今年度中に基礎調査を行う考えは

④スポーツ大会やスポーツイベントは、香芝市にとって交流人口増加や地域活性化の効果があると考えるか

(3) クロスゲート構想と志都美地域活性化

①志都美地域の児童数減少の分析は

②企業誘致や雇用創出をどう進めるのか

③香芝 SA にスマート IC を作って地域活性化の考えは

(4) 未来型公園整備の考えは

①子育て世代が半日・一日過ごせる滞在型の公共空間を整備する考えは

②公園を高齢者の健康増進・フレイル予防・介護予防・孤立防止の拠点として位置付ける考えは

③総合公園にアスレチック・BBQ 場等を作る考えは

④身近な公園整備の考えは

(5) グランドデザイン協議会の考えは

①点の整備から線へ、そして面への考えは

②縦割り組織だけではなく横断型のまちづくりの体制の考えは

③スポーツ公園の設置に向けた市民中心の協議会設置の考えは

④市民・事業者・専門家・行政が一体となって、住むだけのまちから稼ぎ、回り、選ばれるまちへの考えは

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和8年 6月 1日

質問者

議員 吉田 弘明

香芝市議会議長

中山 武彦 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1) お年寄りの安全安心な生活確保 (交通) ① デマンド交通の現状について ② 改正道路交通法の施行後の課題 2) お年寄りの安全安心な生活確保 (生活) ① 国民年金生活の現状 ② 香芝市が提案するモデルケースとは ③ 生活保護者とのギャップ ④ 空き家対策と共同化 ⑤ 香芝市の補助、支援による生活確保策	市長 副市長 その他 関連部局

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1) お年寄りの安全安心な生活確保・・・公約

・「高齢者の買い物補助などの日常生活の支援策に力を入れます。」

① - 1 デマンド交通の現状について

・4月1日から5月31日現在、デマンド交通 (タクシー) の利用度

令和7年度の同月比で売上高、利用回数、相乗り率など

・集中予約していた方々の予約頻度

・2か月で全体の利用度が低くなった原因

・4月1日から利用方法や利用価格、補助金など市民に十分伝達できたか。

・対象70歳以上は何人で、そのうち説明会には何人来たのか。

・デマンド交通の導入目的、コミュニティバスの路線見直し目的

① - 2

・4月から道路改正法が施行となり、自転車の交通規制が大きく変更された経過状況

・歩行者、自転車兼用道について

・自転車が自動車と並走するのに危険な箇所はないのか？

・改善策は何か？

2) お年寄りの安全安心な生活確保・・・国民年金だけで生活が可能か？

② -1 安心安全な生活確保とは何か？

- ・厚生年金と国民年金の目的や違いについて
- ・現在、国民年金（老齢基礎年金）受給者の現状
- ・国民年金受給者の中で、非課税世帯の現状と香芝市の場合
- ・480 か月加入した場合に65歳から受け取った場合、最大年収
- ・公的年金控除について
- ・生活保護の支給額について、生活保護者の最低生活費と年金のみ受給者の年収差
- ・香芝市が約束する「安心安全な生活確保」ができるモデルケースとは？
- ・香芝市として支援できることは何？
- ・全国の自治体による支援策

② -2

- ・住宅費（賃貸費用）の負担が年金生活を脅かさないのか。
- ・香芝市の市営住宅の状況
- ・香芝市の空き家状況とその対策
- ・空き家の利活用と低所得者の対策の共通点
- ・貸主の懸念材料
- ・民間の不動産賃貸事情
- ・具体的な対応策とは、香芝市の対策は何か。
- ・安心安全な生活確保に向けて

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和8年 6月 4日

質問者
議員 青木恒子

香芝市議会議長
中山武彦様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入ください。	<p>1. デマンドタクシー値上げ反対署名の名簿利用 (1) 誰の指示で署名名簿と利用者名簿を照合したのか (2) 利用者登録名簿の目的外利用 (3) 署名者名簿の目的外使用 (4) 個人情報保護法の目的外使用についての見解</p> <p>2. 五位堂小学校複合化の課題 (1) 学校施設等整備計画の経過 (2) 複合化するにあたっての教育・保育効果は (3) 五位堂小学校改築基本計画設計図の課題</p> <p>3. 生活保護の違法減額の対応 窓口での利用者支援 (1) 生活保護基準の違法減額の対応 (2) 日常の窓口での利用者支援</p>	<p>市長 都市創造部</p> <p>教育長 市長公室 教育部 子ども家庭部</p> <p>健康福祉部</p>

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. デマンドタクシー値上げ反対署名の名簿利用

2025年9月議会で急遽200円から500円の公共交通料金を2.5倍値上げで市民の皆さんの不安と怒りが広がり、たった2か月で署名が1620筆集まりました。ところがその署名の氏名住所の名簿を香芝市行政が利用申請者登録名簿と照合し、利用申請者の中で署名をした人数を予算委員会で公表するということがありました。

この問題は、個人情報保護法や憲法16条の請願権（行政目的の転用をされずに、安心して署名できる）に違反していると考えます。

(1) 誰の指示で署名名簿と利用者名簿を照合したのか

- ・ 反対署名の名簿と利用者登録名簿を照合の指示は何処からあったのか
- ・ 指示の目的は何なのか
- ・ 口頭指示で公文書が残っていないのはなぜか

(2) 利用者登録名簿の目的外利用

- ・ 利用者登録名簿の目的は

(3) 署名者名簿の目的外使用

- ・ 署名の目的は何か

(4) 個人情報保護法の目的外使用についての見解

- ・ 第三者 予算委員会で人数を報告した理由は
- ・ 個人情報の目的外利用で個人情報保護法違反ではないか

2. 五位堂小学校複合化の課題

香芝市内でも小さい敷地面積の中に、小学校とこども園の複合化の改築の問題です。香芝市内で初めての教育現場の複合化だけに慎重な審議が必要と考えます。審議してきたプロセス、現場地域の市民の声はどのように反映されているのかなど課題があると思います。また、行政は、コスト面を前面に提示されていますが、こどもの権利条約に沿った学校・こども園にしていくには何が大切か質問します。

(1) 学校施設等整備計画の経過

- ・ 複合化の基本となった学校施設等整備計画策定の経過
- ・ 教育長の臨時代理による事後の教育委員会の報告・承認について
- ・ 教育委員会での審議のなかで、教育内容の課題は出てこなかったのか
- ・ コンクリート強度の根拠は 調査した時期
- ・ 教育部において専門家技師はいるのかどうか
- ・ 五位堂小学校複合化に伴う総予算
- ・ 長寿命化計画による五位堂小学校・五位堂保育所・五位堂幼稚園の改修工事総予算
- ・ 学校施設等整備計画策定の中で課題はなかったのか
- ・ 基本計画完成時点で市民説明会を開催すると予算委員会での発言があった

が日程はどうなっているのか

(2) 複合化するにあたっての教育・保育効果は（教育・子ども家庭部）

・複合化することによる児童・幼児の教育・保育効果の目標は何か

(3) 五位堂小学校改築基本計画設計図の課題

教育・保育環境の質的向上を図る整備になっているかどうか

小学校

- ・工事中2年間の体育授業・運動会・クラブ活動 安全面
- ・北側に設計されている運動場について
- ・プールを除却後の水泳授業（体育教育）の保障 安全対策 移送問題
- ・授業中の騒音・振動対策
- ・改築後の教室横にJR線 騒音対策
- ・防犯カメラ設置場所・目的

こども園

- ・五位堂保育所定員120名 五位堂幼稚園定員140名（4歳児70名・5歳児70名）総勢260名定員を100名にする根拠は
待機児童が出るのでは
- ・こども園送り迎えの安全確保 距離や交通安全面
- ・午睡時などの騒音・振動対策 改築後の騒音対策
- ・防犯カメラ設置場所・目的

3. 生活保護の違法減額の対応 窓口での利用者支援

2013年自民党安倍政権の時、生活保護基準10%切り下げを行いました。原告や保護利用者が、命の砦裁判を10年闘う中で、最高裁判決で生活保護基準引き下げは違法と判断され、違法減額分支給になっています。厚労省の支給分が半分に値切るという違法性には大きく課題を残しています。しかし、この物価高騰のおり至急に生活保護利用者に給付すべきと考えます。

近隣の高田市、生駒市、御所市などすでに支給されています。この物価高騰のなかだからこそ香芝市も緊急に給付すべきと考え質問します。

(1) 生活保護基準の違法減額の対応

- ・違法減額になった経過
- ・49項目の社会保障は生活保護基準を参考にしているがどのようなものがあるか
- ・進捗状況 利用世帯・総人数
- ・現在は利用していないが2013年からの利用者は何人
- ・今後の対応と期間と周知の方法は

(2) 日常の窓口での利用者支援

- ・生活保護利用者に行う説明義務の内容について
通院の移送費・引っ越し時・香芝市内の通院できる病院・急な病気の時の対応
- ・エアコン設置していない人数と支援

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和8年 6月 3日

質問者

議員 野口 昌史

香芝市議会議長

中山 武彦 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1 空き家問題と高齢化—地域の力で守るまちの未来 (1) 空き家相談会の実施結果 (2) 空き家流通促進プラットフォーム (3) 地域や福祉との連携 (4) 具体的対策 (5) まとめ 2 景観行政団体への移行について—自然との共生 (1) 移行の目的と意義 (2) 移行スケジュール (3) 景観条例により守るべき景観について (4) 景観条例の法的拘束力と保全条例の関係に ついて (5) 将来展望	市長 副市長 都市創造部 健康福祉部 その他 関連部局

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1 空き家問題と高齢化—地域の力で守るまちの未来

昨年 9 月議会において、空き家問題と重層的支援体制整備事業について、それぞれ別の大項目として質問させていただいた。その時はそれぞれ独立したテーマとして取り上げたが、その後、地元の関屋地区をはじめとする地域で住民の方々と対話を重ねる中で、この 2 つの問題は切り離せないものだという実感を強くした。

高齢の方が施設に入所されたり、お亡くなりになったりして空き家が生まれる。残された地域ではコミュニティの力も弱まっていく。そしてコミュニティの力が弱まれば、空き家の管理も、高齢者の見守りも、ますます難しくなる。この悪循環を断ち切るためには、空き家対策と福祉の課題を一体的に捉え、そこに地域の力——住民の力を引き出していくことが必要だと考える。

本年度から第 4 期香芝市地域福祉計画がスタートし、「支え合い 共に創る『共生』のまち かしば」という基本理念が掲げられた。また、本市は令和 7 年 3 月に空き家等対策計画を改訂された。この 2 つの計画を実効性あるものにしていくために、質していく。

(1) 空き家相談会の実施結果

まず、昨年 9 月議会でお聞きした空き家相談会の実施状況からお伺いする。

- ① 9 月議会において、令和 7 年 10 月から 11 月頃に空き家相談会を実施する予定とのご答弁があった。その実施状況と、相談件数、相談内容の傾向について

(2) 空き家流通促進プラットフォーム

- ② 個別相談だけでなく、空き家の流通を仕組みとして促進していくことが重要だと考える。空き家流通促進プラットフォームの構築の進捗状況について
- ③ 同じ県内で成果を上げている生駒市の空き家流通促進プラットフォームはどのような団体から構成されているのか
- ④ 他市において、その他の団体が構成員となっている空き家流通促進プラットフォームはあるのか

(3) 地域や福祉との連携

プラットフォームの構築は進みつつのことであるが、空き家対策は都市創造部だけで完結するものではないと考える。地域や福祉との連携について確認する。

- ⑤ 自治会と連携した空き家対策は何かあるか
- ⑥ 重層的支援体制整備事業における福祉総合相談窓口等において、住まいの相談される場面があると思うが、どのような相談内容があり、どのように対応しているのか、また、都市創造部との情報共有はされているのか
- ⑦ 健康福祉部と都市創造部などが横断的に連携し、空き家対策を行うべきではないか

(4) 具体的対策

連携の重要性を述べたが、次に、空き家が集中する関屋周辺地区の具体的な対策と、高齢化に伴う空き家発生の予防についてお聞きする。

- ⑧ 閑屋周辺地区の空き家率の増加の要因の 1 つとして道路などの交通の利便性が低いことが理由としてあげられていたが、その後の道路整備の進捗について
- ⑨ 高齢者世帯の増加に伴う空き家発生の予防に関して、住まいのエンディングノートの活用等について

(5) まとめ

- ⑩ 国土交通省は、空き家対策と所有者不明土地対策の一体的・総合的推進を求めている。所有者不明土地対策との一体的推進について
- ⑪ 第 4 期地域福祉計画は「支え合い 共に創る『共生』のまち かしば」を基本理念に掲げている。空き家対策もまた、この理念のもとに進めるべきであると考えているが、市の今後の空き家対策について

2 景観行政団体への移行について—自然との共生

二上山は、万葉の時代から人々の心に刻まれてきた、香芝市と葛城市にまたがるかけがえのない景観資源である。河川やため池、田園風景、そしてどんづる峯やサヌカイトに象徴される歴史遺産。香芝市には、先人たちが自然との共生の中で育んできた、豊かで多彩な景観がある。

隣接する葛城市は令和 2 年に景観行政団体に移行し、「青垣に見守られた豊かな歴史と自然に溢れるまち」という基本理念のもと、景観計画を策定されました。同じ二上山を共有する本市としても、この景観を市民の共有財産として、県任せではなく自らの手で守り育てていく姿勢が問われていると考える。

本市は景観行政団体への移行を目指しておられると承知しているが、本年 9 月頃の移行を前にした最後の定例会として、その準備状況と今後のビジョンについてお尋ねする。

(1) 移行の目的と意義

- ① 本市が景観行政団体への移行を目指す目的と、その意義について
- ② 景観計画を策定するに至った経緯について

(2) 移行スケジュール

- ③ 景観行政団体への移行に向けて、奈良県との協議はどの段階にあるのか。9 月頃の移行を目指していると承知しているが、現時点での進捗状況と具体的なスケジュールについて
- ④ 景観行政団体への移行後、独自の景観計画を策定するまでのロードマップについて、移行から計画策定までの間は、奈良県の景観計画をそのまま引き継ぐ形となるのか、その段取りについて
- ⑤ 景観計画策定までのスケジュールについて

(3) 景観条例により守るべき景観について

- ⑥ 景観計画を策定するにあたり、本市が守り育てていくべき景観資源をどのように認識しておられるか

⑦ 葛城市では景観計画の策定にあたり、まず市民に「どこを守りたいか」を問いかけ、そこから重点景観形成区域を決定されたとお聞きした。本市としても、市民の想いを起点にした景観計画づくりが重要と考えるが、景観に関する市民の声をどのように把握し、計画に反映していくのか

(4) 景観条例の法的拘束力と保全条例の関係について

⑧ 景観法による規制には一定の限界がある。景観法に基づく勧告や変更の措置を命ずることによる実効性と限界についてどのように考えるか

⑨ 景観法に基づく景観計画は、届出・勧告を中心とした誘導的な手法であり、自然環境や地質遺産の直接的な保全には限界がある。一方、独自の保全条例は、より直接的な規制や保全措置を定めることが可能である。景観行政団体への移行と景観計画の策定を、将来的な保全施策の第一歩として位置づけていくべきと考えるが、景観計画と保全条例の関係についてどのように考えられるか

(5) 将来展望

⑩ 二上山を共有する葛城市との広域的な連携、景観重要建造物や景観重要樹木の指定、景観協定の活用など、景観法には多様な制度が用意されているが、景観行政団体としての第一歩を踏み出した後、本市は中長期的にどのような景観行政を目指していくのか、市の将来展望について

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 8年 6月 1日

質問者

議員 福岡 憲宏

香芝市議会議長

中山 武彦 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. 地域経済と市民生活を支える脱炭素政策について 1) 2050年カーボンニュートラルについて 2) 再生可能エネルギーへの補助について 2. 不登校児童生徒の学びの保障と包括的支援体制の構築 1) 不登校の現状把握と要因分析について 2) 早期発見・未然防止について 3) 居場所づくりについて 4) 保護者支援について 5) ICTと学びの保障について 6) 卒業後・将来支援について	市民環境部 総務部 教育長 教育部 子ども家庭 部
<p>(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。</p> <p>1. 近年、記録的な猛暑や線状降水帯による豪雨災害など、気候変動の影響と思われる事象が私たちの日常に大きな影響を与えています。特に高齢者や子どもたちにとって、猛暑は命に関わる問題であり、防災の観点からも気候変動への対応は無視できない課題であります。</p> <p>一方で、私は地方都市における脱炭素政策は、単なる環境政策という枠組みだけで語るべきではないと考えています。むしろ、これからの脱炭素は、「市民生活を守る政策」であり、「地域経済を強くする政策」であり、「災害に強いまちをつくる政策」として進めていくべきです。</p> <p>1) 2050年カーボンニュートラルについて</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県内「ゼロカーボンシティ」表明市町村・ 公用車のEV導入・ 導入時期と予算確保・ 公用車EV化に活用可能な補助制度		

2) 再生可能エネルギーへの補助について

- ・一般家庭の場合・手続き
- ・事業者の場合・手続き
- ・市からの上乗せ補助金

2. 近年、不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、本市においても重要な教育課題の一つとなっています。しかしながら、不登校を単に「学校へ行けない状態」と捉えるだけでは、課題の本質を見誤る恐れがあります。

背景には、発達特性、人間関係、学習不安、家庭環境、精神的負担、SNSの影響など、多様かつ複合的な要因が存在し、従来型の支援のみでは十分に対応しきれない局面も増えております。重要なのは、不登校をゼロにすることだけを目的とするのではなく、子どもが社会との接点を失わず、自分らしく学び、成長し、将来的な自立につながる環境をいかに保障するかという視点であります。

1) 不登校の現状把握について

- ・学年別・男女別など傾向分析

2) 早期発見・未然防止について

- ・欠席傾向にある生徒児童への前段階での支援
- ・早期介入プロトコル
- ・好事例の共有

3) 居場所づくりについて

- ・校内サードプレイス
- ・学校外支援との連携
- ・利用支援制度

4) 保護者支援について

- ・交流会や相談体制

5) ICTと学びの保障について

- ・オンライン授業、タブレット学習、学習保障の現状

6) 卒業後・将来支援について

- ・教育×福祉×就労支援を接続した「15歳以降伴走支援」

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和8年 6月 4日

質問者

議員 川畑勝世

香芝市議会議長

中山武彦様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. 介護予防について ①要介護・要支援認定者数の状況について ②いきいき百歳体操の状況について ③介護予防ボランティアポイント事業について 2. 防災について ①災害時の要配慮者の避難行動について ②災害時の要配慮者の避難所生活について ③避難所運営や防災現場における女性の参画等 について	市長 副市長 健康福祉部 危機管理監 その他 関連部局

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 介護予防について

本市では総人口が減少傾向にある一方で、高齢者人口及び高齢化率は増加しており、令和8年3月末時点の高齢者人口は約19,000人、高齢化率は約25%となっています。特に、前期高齢者(65歳～74歳)が約7,700人で前年より165人減少している一方、後期高齢者(75歳以上)は約11,500人で前年より約300人増加しており、高齢化の進展が顕著となっています。今後、医療・介護ニーズの増加やフレイル予防、認知症対策、地域での支え合いの重要性が高まる中、介護が必要となる前から健康づくりや介護予防に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられる環境づくりが重要であると考えます。そこで、本市の要介護・要支援認定者数の状況をはじめ、住民主体の介護予防活動である「いきいき百歳体操」の実施状況や効果、地域間の会場数の偏りへの対応について伺います。また、「介護予防ボランティアポイント事業」の実績や周知方法、今後の介護予防施策の方向性について質問し、地域の通いの場や支え合い活動の充実による健康寿命の延伸と地域共生社会の実現について伺うものです。

- ①要介護・要支援認定者数の状況について
- ②いきいき百歳体操の状況について
・会場について

- ・地域で参加していない方について
- ・いきいき百歳体操を拡充するための取り組みについて
- ・効果検証について
- ③介護予防ボランティアポイント事業について
 - ・実績について
 - ・周知について
 - ・今後の方向性について

2. 防災について

近年、頻発・激甚化する自然災害に備え、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など、災害時に配慮を必要とする方々の避難支援体制の充実が求められています。また、避難所においては要配慮者への支援に加え、女性の視点を取り入れた環境整備や防犯対策、さらには避難所運営や地域防災活動への女性の参画が重要となっています。そこで、本市における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・活用状況、要配慮者の避難所受入体制や支援のあり方、並びに女性の視点を生かした避難所運営と女性防災リーダーの育成についてお伺いします。

- ①災害時の要配慮者の避難行動について
 - ・要配慮者について
 - ・避難行動要支援者について
 - ・避難行動要支援者の把握について
 - ・個別避難計画等について
- ②災害時の要配慮者の避難所生活について
 - ・要配慮者受入れ施設について
 - ・要配慮者の避難所生活において必要な配慮について
- ③避難所運営や防災現場における女性の参画等について
 - ・避難所生活において女性に対する配慮について
 - ・避難所運営における女性の参画について
 - ・女性防災リーダーの育成について

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和8年6月4日

質問者

議員 富家 章裕

香芝市議会議長

中山 武彦 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目	1 保育現場を支える人材の確保と処遇について (1) こども誰でも通園制度 (公立) (2) 保育所、認定こども園 (公立) (3) 学童保育所 (公立)	市長 副市長 市長公室 子ども家庭部 その他 関連部局

(要旨)

1 保育現場を支える人材の確保と処遇について

本市では、本格実施となったこども誰でも通園制度をはじめ、就学前の保育所・認定こども園、就学後の学童保育所に至るまで、切れ目のない子育て支援の体制が求められている。一方で、いずれの現場においても、職員・指導員の確保や処遇、有給休暇の取得状況など、担い手をめぐる課題は山積していると考えます。本質問では、まず新たに始まったこども誰でも通園制度の現場評価と受け入れ体制を確認する。次に、保育所・認定こども園における職員の充足状況や賃金水準を他市と比較し、課題を整理する。さらに、指定管理者制度の導入から8年目を迎えた学童保育所について、賃金改善・自主事業・経費削減の観点から総括を行う。これらを通じて、質の高い保育を保障するうえで不可欠な、こどもたちを大切に保育していただくことができる人材の確保と処遇改善のあり方を問い、持続可能な現場体制の構築に向けて提案するものである。

(1) こども誰でも通園制度 (公立)

- ・ 誰でも通園の現場評価
- ・ 支援が必要な児童の受け入れの可否
- ・ 最低限の配置基準、加配の基準、適切な基準

(2) 保育所、認定こども園 (公立)

- ・ 現場の課題
- ・ 保育所、認定こども園の職員の充足状況
- ・ 派遣保育士の人数と、会計年度任用職員との経費比較

- ・有給休暇取得率
- ・大阪市との賃金水準の比較、大阪市の取り組みの評価
- ・本市における優秀な人材確保のための有効な施策のありかたと課題
(公立・私立ともに)

(3) 学童保育所 (公立)

- ・(新) 鎌田学童保育所の現場評価、校内移設のスケジュール
- ・指定管理の7年総括 (①賃金改善 ②自主事業 ③経費削減効果)
- ・指導員の充足状況
- ・指導員へのアンケート調査結果による現場の課題
- ・施設長へのヒアリング調査結果による現場の課題
- ・支援が必要な児童の受け入れの可否
- ・最低限の配置基準、加配の基準、適切な基準、実際の配置割合と確認方法
- ・指定管理者制度の具体的なメリット・デメリット
- ・本市における優秀な人材確保のための有効な施策のありかたと課題
(公立・私立ともに)

以 上

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和8年6月4日

質 問 者

議 員 木下 充啓

香芝市議会議長

中 山 武 彦 様

項 目	件 名	答 弁 者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. 市内ため池の管理体制の課題と今後の方向性について (1) ため池の現状認識について (2) 水利組合の現状について (3) 市の支援制度について (4) 農業用ため池の今後の方向性について 2. 公園整備の必要性と候補地選定のあり方について (1) 本市の公園の状況について (2) 候補地選定の考え方について (3) 地域資源を活用した公園整備について (4) 今後の公園整備の方向性について	市長 副市長 教育長 都市創造部 市民環境部

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 市内ため池の管理体制の課題と今後の方向性について

香芝市内には多くの農業用ため池が存在し、本市農業を支える重要な基盤として長年活用されてきた。また、ため池は農業用水の確保だけでなく、大雨時の雨水貯留による防災機能、自然環境の保全、景観形成など、多面的な役割を果たしている地域資源でもある。

しかし近年、農業従事者の減少や農地の宅地化、営農環境の変化などにより、農業用水としての利用実態が変化しているため池も見受けられる。また、維持管理を担う水利組合では、高齢化や担い手不足が深刻化しており、草刈りや水路の泥上げなど重労働を伴う維持管理の継続に苦慮しているとの声も聞かれる。

ため池は、防災上の観点からも適切な維持管理が求められる一方で、農業用施設としての役割が変化しているものについては、今後の利活用のあり方についても検討が必要な時期に来ているのではないかと考える。

そこで、市としてため池の現状と課題をどのように認識し、今後どのような方向

性で維持管理や利活用に取り組んでいくのかを伺う。

(1) ため池の現状について

- ① 市内の農業用ため池の数は
- ② 防災重点農業用ため池の数は
- ③ 農業用ため池及び防災重点農業用ため池の管理者は誰か
- ④ 農業用水としての利用実態の変化をどのように認識しているのか
- ⑤ 農業用ため池としての機能を果たさなくなったため池の数は

(2) 水利組合の現状について

- ① 市内の水利組合の現状は
- ② 水利組合による農業用ため池の維持管理の課題は

(3) 市の支援制度について

- ① 市の水利組合への支援制度は
- ② 香芝市土地改良事業補助金とは
- ③ 農地維持支払交付金とは
- ④ 現在交付している団体とその数及び交付金額は
- ⑤ 現在の支援制度は十分か
- ⑥ 今後、支援制度の拡充や見直しを行う考えはあるのか

(4) 農業用ため池の今後の方向性について

- ① 農業用ため池として利用されなくなったため池への対応方針
- ② ため池管理の長期的方針は

2. 公園整備の必要性和候補地選定のあり方について

本市には多くの公園が整備され、市民の憩いの場や子どもの遊び場、地域交流の場として活用されている。一方で、地域によっては公園が不足しているとの声もあり、特に自然に触れ合える場所や広さを必要とする遊びができる環境を求めるニーズは高まっているものとする。

また近年、公園には単なる遊び場としての役割だけでなく、防災機能、健康増進、地域コミュニティの形成など、多様な機能が求められている。

そのような中、公園整備を進めるにあたっては、地域バランスや利便性を考慮しつつ、用地確保、事業費、維持管理コストなど様々な課題がある。また、新たに用地取得を進めるにあたっては、新たな用地取得だけではなく、既存地域資源を有効活用するという視点も重要と考える。

そこで、本市における公園整備の必要性和候補地選定の考え方、さらに地域資源を活用した今後の公園整備の方向性について市の考えを伺う。

- (1) 本市の公園の状況について
 - ① 本市における都市公園の設置数とその種別は
 - ② 都市公園の地域分布は
 - ③ 新たに都市公園を整備する場合の課題は

- (2) 候補地選定の考え方について
 - ① 公園候補地の選定において重視する条件
 - ② 用地取得と維持管理コスト
 - ③ 既存の地域資源を活用した公園整備について

- (3) ため池を活用した公園整備について
 - ① 公園、グラウンド、親水空間としての活用可能性
 - ② ため池を活用した公園整備の実績
 - ③ ため池を活用した公園整備の可能性

- (4) 今後の公園整備の方向性について
 - ① 防災、健康増進、地域コミュニティの形成促進など多機能型公園整備
 - ② 持続可能な公園整備の考え方

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 8 年 6 月 4 日

質 問 者
議 員 川 田 裕

香芝市議会議長
中山 武彦 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
<p>大項目</p> <p>中項目</p> <p>※箇条書で記入ください。</p>	<p>1 市長入退室時における職員の起立慣行と職務専念義務について</p> <p>①執務中の職員一斉起立の目的と法的根拠について</p> <p>②職務専念義務と「全体の奉仕者」としての市民感情との乖離について</p> <p>③働き方改革(生産性向上)と形骸化した慣例の矛盾</p> <p>④総括</p> <p>2 危機管理部門における職員の離職・長期休業の状況と、職場環境・安全配慮義務への市の対応について</p> <p>①離職・長期休業の状況と要因の把握について</p> <p>②指揮命令・決裁の在り方と事実関係について</p> <p>③職場環境の把握と安全配慮義務・ハラスメント防止体制について</p> <p>④総括</p> <p>3 職務命令及び事務分掌の適正な範囲と、議案に関する庁内の指示・対応について</p> <p>①地方公務員法に基づく適正な職務命令と事務分掌の原則について</p> <p>②特定議案に関する職員への指示・対応について</p> <p>③法令及び条例に則った適正な組織運営について</p> <p>④総括</p> <p>4 議員に対する議案説明等の公平性と、平等取扱いの原則について</p> <p>①議員に対する議案説明における公平性について</p> <p>②地方公務員法等に基づく「全体の奉仕者」としての適法性について</p> <p>③特定議員への対応指示に見る、行政の公平性及び適正な職務執行について</p>	<p>1 市長 担当者</p> <p>2 市長 副市長</p> <p>3 市長</p> <p>4 市長</p> <p>5 市長 担当者</p>

	<p>④総括</p> <p>5 時間外勤務適正化に関する依命通達の法的根拠と、勤務時間管理・安全配慮義務について</p> <p>①労働基準監督機関としての権限行使の適法性と越権行為(任命権の侵害)</p> <p>②残業の原則禁止による業務圧迫と「隠れ残業(私物整理等)」の実態</p> <p>③勤務時間の把握の在り方と安全配慮義務について</p> <p>④総括</p>	
--	--	--

(要旨) ※ できるだけ具体的に記入願います。

1 市長入退室時における職員の起立慣行と職務専念義務について

①執務中の職員一斉起立の目的と法的根拠について

現代において、市長が入室するたびに、関係部署の職員が作業を止めて全員起立し、出迎えや見送りをしている光景が見受けられる。起立慣行の有無・目的・根拠と、職務専念義務との関係について市の認識を問う

②職務専念義務と「全体の奉仕者」としての市民感情との乖離について

この「起立」は自発的なものか、あるいは何らかの指示等によるものか。勤務時間中に業務を中断する慣行の根拠と、職務専念義務との関係について説明を求める。

③働き方改革(生産性向上)と形骸化した慣例の矛盾

市長は依命通達等で、仕事に一分一秒を無駄にせず集中するよう訓示している。その訓示と、実態として行わせている過剰な忖度行為との著しい乖離について、市長の認識を問う。

④総括

これまでの答弁を踏まえ、総括的に質問する。

2 危機管理部門における職員の離職・長期休業の状況と、職場環境・安全配慮義務への市の対応について

① 危機管理部門において短期間に複数の離職・長期休業が生じている。3月議会の『前向きな理由が多い』との答弁を踏まえ、市は要因をどう把握しているか問う。

② 他機関との協議や庁内会議における指揮命令・決裁の在り方について、事実関係と市の認識を問う。

③ 労働安全衛生法に基づくストレスチェック・医師面接指導等を通じた職場環境の把握状況と、安全配慮義務及びハラスメント防止体制についての市の対応を問う。

④総括

これまでの答弁を踏まえ、総括的に質問する。

3 職務命令及び事務分掌の適正な範囲と、議案に関する庁内の指示・対応について

①地方公務員法に基づく適正な職務命令と事務分掌の原則について

地方公務員法第 32 条における「職務上の命令」の適正な範囲と、市組織条例に基づく事務分掌の原則について、市長の基本認識を問う。

②特定議案に関する職員への指示・対応について

庁内会議等において、特定の議案に関して職員になされた指示等について、その事実関係と意図を確認する。

③法令及び条例に則った適正な組織運営について

職員への指示が法令や条例の範囲内で適正に行われているか、二元代表制の観点から市長の組織運営姿勢を問う。

④総括

これまでの答弁を踏まえ、総括的に質問する。

4 議員に対する議案説明等の公平性と、平等取扱いの原則について

①議員に対する議案説明における公平性について

議案説明等において、議員間で説明の取扱いに差異が生じていないか、事実関係を問う。

②議案説明等における議員間の取扱いに差異がなかったか、平等取扱いの原則(地公法 13 条)及び全体の奉仕者の理念に照らして市の認識と法的根拠を問う

③特定議員への対応指示に見る、行政の公平性及び適正な職務執行について

市長の個人的・主観的な理由によって、職員に公務の放棄や不平等な取り扱いを強要することは、行政の公平性を自ら破壊する行為である。市長の遵法精神と組織の長としての組織運営の姿勢を問う。

④総括

これまでの答弁を踏まえ、総括的に質問する。

5 時間外勤務適正化に関する依命通達の法的根拠と、勤務時間管理・安全配慮義務について

①労働基準監督機関としての権限行使の適法性と越権行為(任命権の侵害)

3月議会において、市長は労働基準監督機関の長として全庁的な残業を制

限し、教育委員会にも職権を行使すると答弁した。しかし、教育委員会には独立した任命権(地公法第6条)があり、事前の職務命令に介入することは明らかな越権行為ではないか、法的根拠を問う。

②残業の原則禁止による業務圧迫と「隠れ残業(私物整理等)」の実態

依命通達による時間外勤務の制限と、実際の業務量との間に深刻な乖離が生じている。結果として、終わらない業務をこなすため、職員が「私物整理」等の名目で休日や夜間に登庁する事実上の「隠れ残業」が常態化していないか。

③勤務時間の把握の在り方と安全配慮義務について

市長が公布した香芝市庁舎管理規則第1条の目的は「公務の適正な執行の確保」である。「防犯目的だから業務は把握していない」との3月議会答弁を踏まえ、同規則第1条の目的に照らした勤務時間の把握の在り方と、安全配慮義務の観点からの市の対応を問う。

④総括

これまでの答弁を踏まえ、総括的に質問する。